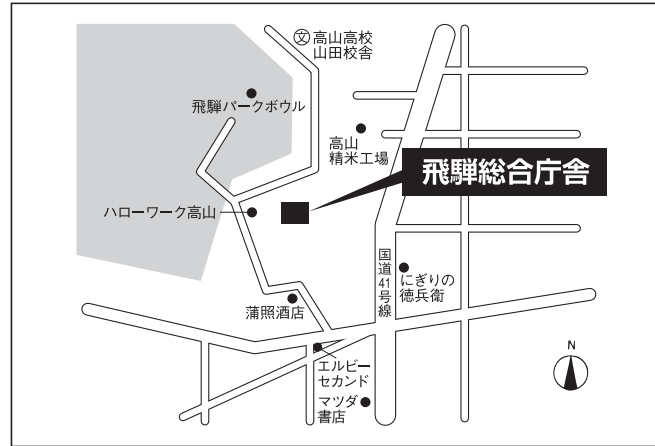


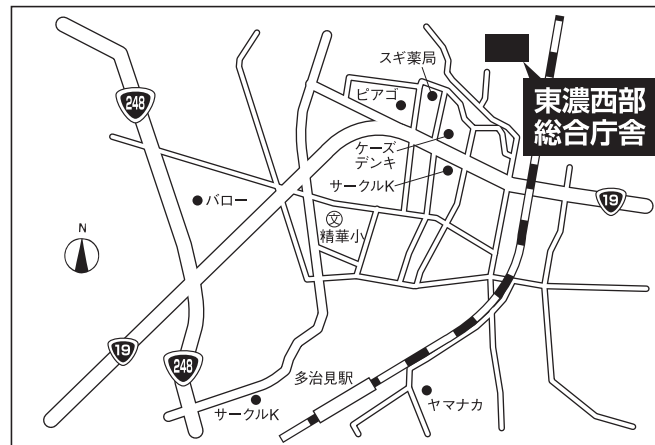
講習会場案内図

(各会場共、駐車場に限度があります。公共交通機関の利用又は、相乗り等にご協力お願いします。)

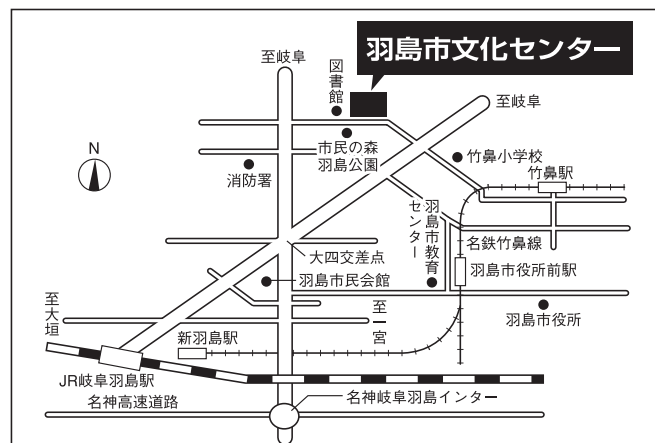
平成23年11月30日(水)
飛騨総合庁舎 大会議室
高山市上岡本町7-468
TEL 0577-33-1111(代)



平成24年1月27日(金)
東濃西部総合庁舎 大会議室
多治見市上野町5-68-1
TEL 0572-23-1111(代)



平成24年2月9日(木)
羽島市文化センター 大会議室
羽島市竹鼻町丸の内6-7
TEL 058-393-2231



岐阜県主催

「平成23年度岐阜県被災建築物応急危険度判定士養成講習会」

開催のご案内

平成7年に発生した阪神・淡路大震災を機に、地震により建築物が被災した場合、余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、「岐阜県被災建築物応急危険度判定士登録制度」が制定されました。

「応急危険度判定士」の登録は、岐阜県内に在住または在勤される建築士の方や、地方公共団体の職員のうち、応急危険度判定に従事する必要がある方で、県が主催する講習の修了者を対象に登録を行い、知事から登録証が交付されます。

今年3月に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）においては、10都県・149市町村で、延べ約8,500人の「応急危険度判定士」により約95,000件の応急危険度判定が実施され、二次災害の防止に大きな役割を果たしたところです。

岐阜県を含む東海地方においても、近い将来に東海・東南海・南海連動地震が発生することが予測されており、一人でも多くの建築士の方に「応急危険度判定士」として登録していただくことが求められています。

地震により被災した自治体の要請に基づき、応急危険度判定を実施するときは、この登録証の携帯が必要となります。

このため、今年度も「平成23年度岐阜県被災建築物応急危険度判定士養成講習会」を別記により開催いたします。業務ご多忙のところ、誠に恐縮ではございますが、未だ登録されていない建築士の方におかれましては、この機会に是非受講され応急危険度判定技術を習得していただき、「応急危険度判定士」として県民及び社会の要望に応じて貢献され、県の震後対策にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

岐阜県
社団法人 岐阜県建築士会

「岐阜県被災建築物応急危険度判定士登録制度」

概 要

1. 趣 旨

「応急危険度判定」は大地震により被災した建築物を調査し、余震等による倒壊や部材の落下等の危険性を判定することにより、人命に関わる二次的災害の防止を目的としています。

判定結果は、建築物の見やすい場所に標示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしています。

この活動は、市町村が地震発生後の様々な応急対策の一つとして行うべきものですが、阪神・淡路大震災のような大規模災害の場合には、判定を必要とする建築物の量的な問題や被災地域の広域性から行政職員だけでは対応が難しいと考えられます。そこで、ボランティアとして協力していただける建築士の方々を「応急危険度判定士」として岐阜県が登録を行っています。

2. 規 定 「岐阜県被災建築物応急危険度判定士登録制度要綱」

3. 登 録 者 県知事

4. 対 象 者

- ・県内において在住または在勤される建築士の資格を有する方
- ・地方公共団体の職員で、応急危険度判定に従事する必要のある方

5. 要 件 県が主催する講習会を受講された方

6. 有効期間 5年間〔登録から5年を経過する日の属する年度末まで有効〕 更新を希望される方は、原則として期間満了前に更新手続きが必要となります。

7. 登録者数 1,984名〔平成23年4月1日現在〕

8. 講 習 会 開催地・日時・申し込み方法等は、下記のとおりです。

記

1. 名 称

岐阜県主催「岐阜県被災建築物応急危険度判定士養成講習会」

2. 開催地区・日時・会場・定員

開催地区	日 時	会 場	定 員
飛 騨	平成23年11月30日〔水〕 13:20～16:30 (受付 13:00～)	飛騨総合庁舎 大会議室 高山市上岡本町7-468 TEL 0577-33-1111(代)	150名
東 濃	平成24年1月27日〔金〕 13:20～16:30 (受付 13:00～)	東濃西部総合庁舎 大会議室 多治見市上野町5-68-1 TEL 0572-23-1111(代)	150名
岐 阜	平成24年2月9日〔木〕 13:20～16:30 (受付 13:00～)	羽島市文化センター 大会議室 羽島市竹鼻町丸の内6-7 TEL 058-393-2231	180名

3. 時間割・内容・講師等（都合により変更される場合があります。）

13:00～	受付
13:20～ 13:30	挨拶……………岐阜県都市建築部建築指導課長・(社)岐阜県建築士会会長
13:30～ 13:50	応急危険度判定士登録制度の概要 ……………岐阜県担当者
13:50～ 14:20	被災建築物の応急危険度調査判定(ビデオ)
14:20～ 16:00	応急危険度調査判定マニュアル(W・S・RC造)……………学識経験者(休憩含む)
16:00～ 16:30	事例紹介・模擬研修……………(社)岐阜県建築士会会員
16:30～	受講修了証の交付

4. 受 講 料 無 料

5. 受講修了証等

受講者には、受講修了証を交付します。併せて、岐阜県知事に報告し、後日「応急危険度判定士登録証」が交付されます。（交付は平成24年2月下旬を予定しております。）

6. 受講資格

- ・県内において在住または在勤される建築士の資格を有する方
- ・地方公共団体の職員で、応急危険度判定に従事する必要のある方

7. 申し込み方法及び申し込み先

同封する「応急危険度判定士登録申請書〔台帳〕」（以下「申請書」という）に必要事項を記入され、添付書類等を同封の上、下記の申込先へ郵送または持参してください。

(1) 添付書類等

○建築士免許証の写し（A4版用紙複写）1枚

〔注〕2種以上の免許取得者は、どちらか一方の写しを添付してください。

○写真（縦3.0cm×横2.5cm）**2枚**〔無帽・無背景・6ヶ月以内撮影(裏面に氏名記入)〕

〔注〕1枚は「申請書」指定欄に糊付けされ、もう1枚は「登録証」用として添えて提出してください。

(2) 講習会の受講

「申請書」指定欄の受講希望日番号に○印を付けてください。

※申込書受付後、FAXまたはE-mailにて受講票を送付しますので、受講を希望される方は、FAX番号、E-mailアドレスを明確に記入して下さい。当日は受講票を受付にご提示ください。受講票が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。

(3) 申込期限

飛騨地区 平成23年11月22日(火)

東濃地区 平成24年1月19日(木)

岐阜地区 平成24年2月1日(水)

(定員に達しましたら締め切る場合があります。)

(4) 申 込 先

〒500-8708 岐阜市司町1番地 岐阜総合庁舎3階

社団法人 岐阜県建築士会 (TEL 058-266-5786)

8. 会場案内図

裏 面 参 照

9. 主 催

岐 阜 県